### 平成25年3月5日(火曜日)

#### 議事日程 第1号

平成25年3月5日(火曜日)午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 請願の付託
- 日程第 6 陳情の付託
- 日程第 7 町長施政方針
- 日程第 8 議案第 3号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並 びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 玉村町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第11 議案第 6号 玉村町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を 定める条例の制定について
- 日程第12 議案第 7号 玉村町道路構造条例の制定について
- 日程第13 議案第 8号 玉村町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条 例の制定について
- 日程第14 議案第 9号 玉村町道路標識条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 玉村町町営住宅等整備基準条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 玉村町職員定数条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 玉村町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 玉村町教育委員会教育長の給与条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 玉村町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第17号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

日程第23 議案第18号 玉村町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正につ いて 議案第19号 玉村町障害者福祉施設条例の一部改正について 日程第24 日程第25 議案第20号 玉村町介護保険条例の一部改正について 日程第26 議案第21号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について 議案第22号 玉村町立公園条例の一部改正について 日程第27 日程第28 議案第23号 玉村町水道事業給水条例の一部改正について 日程第29 議案第24号 玉村町国民健康保険マタニティ基金条例の廃止について 日程第30 議案第25号 玉村町ふるさと振興基金条例の廃止について 議案第26号 玉村町ホームヘルパー派遣事業費用徴収条例の廃止について 日程第31 議案第27号 平成24年度玉村町一般会計補正予算(第6号) 日程第32 議案第28号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 日程第33 日程第34 議案第29号 平成24年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第2号) 日程第35 議案第30号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算(第1号) 日程第36 議案第31号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第3号) 日程第37 議案第32号 平成24年度玉村町水道事業会計補正予算(第3号) 日程第38 議案第33号 平成25年度玉村町一般会計予算 議案第34号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計予算 日程第39 日程第40 議案第35号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算 日程第41 議案第36号 平成25年度玉村町介護保険特別会計予算 議案第37号 平成25年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算 日程第42 日程第43 議案第38号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計予算 議案第39号 平成25年度玉村町水道事業会計予算 日程第44 日程第45 議案第40号 損害賠償額を定めることについて 議案第41号 町道路線の認定について 日程第46 日程第47 玉議第 2号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に ついて

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

# 出席議員(16人)

1番 笠 原 則 孝 君 2番 石 内 國 雄 君 3番 幹 雄 君 4番 柳 沢 浩 一 君 原 井 あけみ 5番 齊 藤 嘉 和 君 6番 筑 君 久仁子 7番 備前島 三 友 美惠子 君 8番 君 9番 町田宗宏 君 端 宏 和 君 10番 ||橋 11番 村田 安 男 君 12番 髙 茂樹 君 13番 宇津木 治 宣 君 14番 石 JII 眞 男 君 島田榮一君 15番 16番 浅 見 武 志 君

## 欠席議員 なし

### 説明のため出席した者

長 貫 井 孝 道君 副 町 長 横 堀 憲 司 君 教 育 長 新 井 道 憲 君 総務課長 重 田 正 典 君 経営企画課長 金 田 邦 夫 君 税務課長 月 田 昌 秀 君 健康福祉課長 小 林 訓 君 子ども育成課長 佐 藤 千 尋 君 生活環境安全 住 民 課 長 野 成 橋 雅 井 美 君 之 君 高 長 都市建設課長 仁 経済産業課長 筑 井俊 光 君 井 弘 君 会計管理者 上下水道課長 原 幸 弘 君 浦 好 君 兼会計課長 学校教育課長 大 島 俊 秀 君 生涯学習課長 川端秀信君

### 事務局職員出席者

議会事務局長 大 嶋 則 夫 局 長 補 佐 石 関 清 貴 主 査 関 根 聡 子

### ○議長挨拶

◇議長(浅見武志君) 連日、北国では記録的な豪雪の報道がなされたことしの冬でしたが、ようやく寒さも徐々に和らぎ、春の到来が感じられるこのごろになりました。豪雪の被害者となられました 方々には、改めて深くお悔やみ申し上げます。

平成25年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私ともにご多用のところご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今定例会は、平成25年度玉村町の諸施策を展開する根拠となる当初予算を初め、重要な案件を審議する議会であります。会議開会の後、町長より平成25年度施政方針が示されます。これら諸施策を実現するために提出される諸議案は、平成25年度当初予算や条例の制定、一部改正、また平成24年度補正予算等でありますが、提出議案の内容につきましては町長から詳細な説明がなされます。我々議会といたしましても、大変厳しい社会情勢ではありますが、住民の負託に応えるため、安心、安全なまちづくり、住民福祉の増進の考えのもと、各議案に対し十分なる審議を尽くされ、町行政に大いに反映されますようお願い申し上げるところであります。

会期長き今定例会ですが、議員各位の慎重な審議により、適正、妥当な議決を得られますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

\_\_ <> \_\_\_

#### ○表彰状の伝達

◇議長(浅見武志君) 開会の前に表彰状の伝達を行います。

まず初めに、当議会が、全国町村議会議長会より町村議会表彰を受けました。ご報告いたします。 次に、先月20日に開催されました群馬県町村議会議長会の定期総会において、全国町村議会議長 会長から議会議員15年以上の在職者表彰を、また群馬県知事より感謝状が宇津木治宣議員に授与さ れましたので、ここで伝達を行いたいと思います。

宇津木議員、前にお進みください。

[13番 宇津木治宣君、演壇の前へ進む]

表 彰 状

宇津木 治 宣 殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた その功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。

平成25年2月6日

全国町村議会議長会会長 髙 橋 正

〔拍 手〕

感 謝 状

宇津木 治 宣 殿

玉村町議会議員として地域の発展と住民福祉の増進に尽力し、地方自治の 振興に寄与されました。ここに深く感謝の意を表します。

平成25年2月20日

群馬県知事 大澤 正明

〔拍 手〕

◇議長(浅見武志君) ここで、表彰状、感謝状を受賞されました宇津木議員より挨拶をいただきたいと思います。

### [13番 宇津木治宣君登壇]

◇13番(宇津木治宣君) おはようございます。先ほどは全国議長会長から15年の表彰、そして 群馬県知事から感謝状を贈られました。本当に身に余る光栄であります。

これも、ここにおられます同僚議員の皆さん、そして地域やいろいろな面で応援をいただいた皆さんのおかげと改めて感謝を申し上げます。また、執行部の皆さんにおかれましても、長年にわたって 町政についての研究にご協力をいただき、改めて感謝を申し上げます。

これからも初心に戻って、地方自治の本旨である住民の生命、財産を守っていくこの仕事に引き続いて、微力ながら頑張っていきたいと思います。

本日は大変ありがとうございました。(拍手)

◇議長(浅見武志君) この際ですので、議会を代表してご挨拶を申し上げます。

宇津木議員には、玉村町議会議員として、長きにわたり議会の運営及び玉村町発展のため、大いに ご尽力いただきましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

今後とも、行政チェック機関である議会のさらなる充実のため、公平公正な立場でより一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、お祝いの挨拶といたします。

次に、群馬県町村議会議長会の定期総会において、群馬県町村議会議長会長から髙橋茂樹議員、三 友美惠子議員に、議員10年表彰がありました。ここに伝達を行いたいと思います。

髙橋議員、三友議員、前にお進みください。

[12番 髙橋茂樹君、演壇の前へ進む]

表 彰 状

玉村町議会 髙 橋 茂 樹 殿

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体しよく住民福祉の増進に 寄与された功績はまことに多大であります。よってここに表彰いたします。

平成25年2月20日

群馬県町村議会議長会長 髙 橋 正

〔拍 手〕

#### [8番 三友美惠子君、演壇の前へ進む]

表 彰 状

玉村町議会 三 友 美惠子 殿

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体しよく住民福祉の増進に 寄与された功績はまことに多大であります。よってここに表彰いたします。

平成25年2月20日

群馬県町村議会議長会長 髙 橋 正

[拍 手]

◇議長(浅見武志君) ここで、表彰状を受賞されました両議員より挨拶をいただきたいと思います。 初めに、髙橋議員、お願いいたします。

[12番 髙橋茂樹君登壇]

◆12番(高橋茂樹君) おはようございます。先ほど多年議員ということで、栄誉ある表彰を受けました。これもひとえに、ここにおられる同僚議員の皆さん、また町執行部の皆さんのおかげと感謝しております。

今後も、議会活動、また玉村町の発展のために、微力ではありますが、尽力していくつもりでございますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。(拍手)

◇議長(浅見武志君) 次に、三友議員、お願いいたします。

[8番 三友美惠子君登壇]

◇8番(三友美惠子君) おはようございます。このたび、群馬県町村議長会より、議員10年表彰 を賜りましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

私が今日まで長きにわたり議会活動、そして議員活動を続けてこられたのも、ひとえに私を温かく 見守り、支援してくださった町民の皆様、そしていろいろな場面でアドバイスをくださった諸先輩方、 同僚議員、役場の皆様、そして家族に心より感謝申し上げます。

私は、女性の意見をもっと議会に届けたい、そんな一途な気持ちで町議会議員に立候補いたしました。女性がもっと社会に参加できる町、働きながらしっかり子育てができる町、女性が元気な町、男女共同参画がしっかり根づいた町、そして弱者に配慮できる町、そのような町を目指してこれからも皆様のお力をいただきながら、女性の目から見た安心な、安全なまちづくりのために全力を尽くしてまいりたいと思っております。

どうぞこれからもよろしくお願いいたします。(拍手)

◇議長(浅見武志君) この際ですので、議会を代表してご挨拶を申し上げます。

髙橋、三友両議員は、玉村町議会議員として長きにわたり議会運営及び玉村町発展のため、大いに ご尽力いただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。 今後とも、住民福祉の増進、玉村町政発展のために公平公正な立場で、より一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、お祝いの挨拶といたします。

### ○開会・開議

午前9時12分開会・開議

◇議長(浅見武志君) ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年玉村町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

## 〇日程第1 諸般の報告

◇議長(浅見武志君) 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に 実施した監査、検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。

## 〇日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長(浅見武志君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第120条の規定により、9番町田宗宏議員、10番川端 宏和議員の両名を指名いたします。

### 〇日程第3 会期の決定

◇議長(浅見武志君) 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る2月26日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

筑井あけみ議会運営委員長。

〔議会運営委員長 筑井あけみ君登壇〕

◇議会運営委員長(筑井あけみ君) 平成25年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月26日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月19日までの15日間といたします。

今定例会には、請願、陳情それぞれ1件と、町長から提案される議案39議案、議員提出議案1議

案が予定されております。

概要につきましては、まず日程1日目の本日は、各常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。次に、請願1件と陳情1件の付託を行います。次に、町長から平成25年度の施政方針が示されます。次に、議案第3号から議案第10号までの条例の制定関係8議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。次に、議案第11号から議案第23号までの条例の一部改正関係13議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。次に、議案第24号から議案第26号までの条例の廃止関係3議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。次に、議案第27号から議案第32号までの平成24年度補正予算関係6議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。次に、議案第33号から議案第39号までの平成25年度予算関係7議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し付託を行います。次に、議案第40号と議案第41号について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。次に、正議第2号の議員提出議案について提案説明の後、質疑、討論、表決を行います。次に、正議第2号の議員提出議案について提案説明の後、質疑、討論、表決を行います。本会議散会後、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程2日目は、総務常任委員会が開催されます。

日程3日目は、経済建設常任委員会が開催されます。

日程4日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程5日目、6日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程7日目は、予算特別委員会が開催され、総務常任委員会所管の歳入歳出質疑が行われます。

日程8日目も引き続き予算特別委員会が開催され、経済建設及び文教福祉常任委員会所管の歳入歳 出質疑を行い、予算特別委員会としての討論、表決を行います。

日程9日目は、中学校卒業式のため休会といたします。

日程10日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は6人です。

日程11日目は、午前9時開議、引き続き一般質問を行います。質問者は5人です。

日程12日目から日程14日目は、土曜、日曜、事務整理のため休会といたします。

日程15日目は最終日とし、午前11時より議会運営委員会が開催され、引き続き午後1時30分から全員協議会を開催します。その後、本会議を午後2時から開議、委員会に付託された議案第3号から議案第10号までの8議案について、それぞれの委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。次に、予算特別委員会に付託された議案第33号から議案第39号までの7議案について、委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。次に、委員会に付託された請願と陳情について、それぞれ委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長より開会中の所管事務調査報告と閉会中の所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し

上げまして、報告といたします。

◇議長(浅見武志君) 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成25年玉村町議会第1回定例会の会期は、議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から3月19日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間と決定いたしました。

### 〇日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長(浅見武志君) 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

柳沢浩一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇総務常任委員長(柳沢浩一君) おはようございます。それでは、総務常任委員会の所管事務調査 について報告を申し上げます。

次により、所管事務等の調査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告します。日時については、平成25年2月5日、そして2月6日と2日間にわたり実施をいたしました。場所については、茨城県の石岡市並びに2日目が埼玉県の加須市ということで、この2つの市にお願いをして調査をしてまいりました。調査事項につきましては、ご案内のとおり、石岡市、加須市ともに「タウンメイト」、一方は「かぞ絆号」と申しますけれども、いずれにしてもコミュニティバス、昨今のデマンドバス化ということで研究をしてまいりました。出席委員について並びに随行者、対応者、説明者等については、ご参照をいただきたいと思います。

調査経過でありますが、玉村町においても、従来の民間経営による路線バス、その他公共交通の衰退や相次ぐ撤退により、買い物や通院のための手段の確保が難しいという交通弱者の存在が顕著になり、町の支援と委託によるコミュニティ巡回バス、名称「たまりん」を展開している。

しかしながら、この「たまりん」も、その利用者が極めて少なく、その費用に伴うだけの効果については疑問符がつくのは否めない。さらに利便性を高め、より多くの利用を促すことが課題である。そうした観点から、近年、新たな公共交通として「デマンド型乗合タクシー」等の運行形態を導入し、利用者の増加や利用効率の向上を図っている自治体が増加していることから、当委員会としては先進市の視察・研修を行ったものであります。

「デマンドバス」とは、ご案内のとおりですけれども、電話などで一人一人の要望・要請に応じて、ドア・ツー・ドアで予約のあった停留所にとまったり、希望する医療機関まで送迎をするなど、きめ

細かいニーズに対応することにより、一人でも多くの利用者をふやしていきたいと、こういうことを 目標に、同時に経費の節減もできればというものであります。

初めに、石岡市でありますけれども、石岡市は数回の合併を経て、さらに平成17年10月に隣の 八郷町が合併し、新しい石岡市が誕生しました。人口7万9,000人、面積は215平方キロで、 玉村町の約10倍に近い大変広い田園都市と言っていいと思います。

デマンドバスの導入の経緯でありますけれども、平成20年2月より全域で実施をしておりました。 市内の交通不便地域の解消と、いわゆる交通弱者の移動手段の確保を図りつつ、地域の活性化及び福祉の向上を図ることを目的としております。

利用者の現実的で、より細かいニーズに応えることにより、さらなる利用の拡大と、あわせて経費の節減をも視野に入れた事業であります。

合併によりできた市でありますので、互いの住民間のハードルを低くし、交流を深め、より深い一体感の醸成に寄与するものであるという、こういう目的でもって運営をされておるということであります。

事業の概要につきましては、運行車両は9台であります。また、運行経費については、ごらんをいただきたいと思いますが、多くがご多分に漏れず一般会計からの持ち出しということになっております。

利用状況と意見ということでありますが、年間利用日数は242日、平成23年度においては244日。土日、祝祭日は運行をしておりません。年間利用者数は3万8,000人、約玉村町の人口と同じくらいの方が利用しているということであります。そのうち65歳以上の人が75%、利用者の8割が女性ということであります。

次に、加須市のデマンドバスということでありますけれども、加須市も玉村町から見ると大分広い市域でありまして、人口11万7,000人、やっぱり人口密度からしましても玉村町よりも大変少ないわけですから、田園都市と言うにふさわしいのではないかなと、こう思います。ここは4つの市、町が合併をしてできたところでありますから、従来の合併前のいろんなコミュニティバスが存在していたわけでして、そういった現状を踏まえてデマンドバスも運営をしているということで、さらに合併により地勢的に市域の両端は最大17キロもありますので、その間をつなぐためのシャトルバスも運行しております。こうした幾つかの形態が同居しておるということで、今後の課題として少しずつその辺の整理というか、統一化を図りたいという、そういう意向もあるようであります。

なお、「かぞ絆号」の利用状況については、ごらんをいただきたいと思いますが、デマンドバスの 階層別利用状況というのも、やっぱり65歳以上、高齢者の方が多いということでご理解をいただけ ればと思います。

最後に、考察。コミュニティバスは、東京都武蔵野市が1995年から運行した「ムーバス」が火つけ役となり全国に広まったとされるが、各自治体また玉村町も例外なく、当初より、利益はもとよ

り採算ベースに合うということは期待をしていないと思います。しかしながら、利用率においても我々の期待を大きく下回り、その期待を裏切ってきた。そこで当町においても、運行経路の見直しや住民各位の新規要望などに応えることによって、採算性というものはどこも考えてはいないと思いますけれども、度外視をするにしても、利用者の増加を図り、利便性を高めていくということによって、より多くの利用を図っていただきたいと、こういうことも含めて、今後はデマンド化も視野に入れた対応を執行部に対して望むものであります。

以上です。ありがとうございます。

◇議長(浅見武志君) 以上で総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

川端宏和経済建設常任委員長。

[経済建設常任委員長 川端宏和君登壇]

◇経済建設常任委員長(川端宏和君) おはようございます。経済建設常任委員長の川端宏和でございます。経済建設常任委員会所管事務調査報告を会議規則第77条の規定により報告いたします。

平成25年2月12日火曜日、天狗岩堰土地改良区で行いました。

調査事項といたしまして、1つ目、天狗岩堰土地改良区の現況について、2つ目、新年度における 主要計画についてを調査いたしました。出席委員は、委員全員と浅見議長に出席いただきました。随 行者は、大嶋局長、また石関補佐両名でございます。説明者におきましては、天狗岩堰土地改良区の 松井さん、そして主任の田口要氏両氏でございました。整備現場におきまして飯塚様に説明をいただ きました。

調査経過でございますが、1つ目、天狗岩堰の開削、2つ目、県営坂東合口事業、3つ目、坂東合口土地改良事業、4つ目、県営かんがい排水事業、5つ目、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業において説明をいただきました。

説明内容、歴史におきましては、ごらんいただきたい、そのように思います。

また、現在継続の事業といたしまして、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業について説明 いたします。

昭和26年に県営事業で造成されました坂東大堰土地改良区連合の施設は、約60年経過いたしました。現在もそのほとんどが建設当時のまま使用されております。このため、老朽化・脆弱化が著しく、機能低下も懸念されてきたことから、平成18年度から3年間かけての施設の機能診断調査が実施されました。

この調査結果を踏まえ、施設の長寿命化を図るためにこの事業を実施し、施設の機能維持とライフサイクルコストの縮減に努めようとするものであります。

農業側と多目的使用者側との協議の結果、平成24年度から5年間で補修整備が行われているということでございます。

最後に、考察といたしまして、天狗岩堰土地改良区は400年を越える歴史ある天狗岩用水を農業 用水としてだけでなく、環境用水としての多面的な機能も維持し、後世に引き継いでいくことを目的 としております。

老朽化が著しく進行している坂東大堰施設については、平成18年度から施設の機能診断調査が行われ、今年度から「基幹水利施設整備事業」を実施し、5年間にわたり補修整備が行われております。 工事は非かんがい期に行われますが、大規模事業であり、工事期間中は長期断水を余儀なくされているとのことであります。

しかし、施設を維持していくためには必要かつ重要な工事でもあります。坂東大堰施設の用水は、 群馬県の中部地域の農業を支える重要な地域資源となっております。多岐にわたる利水者、また利根 川を挟んで東西の主要 1 級河川に注水し、河川の水源になるなど公益性・公共性が高く、社会的影響 が非常に大きいことから、用水の安定的な通水が必要でございます。今後とも、関係市町村への安定 した農業用水の供給に努めてほしいと思います。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長(浅見武志君) 以上で経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

備前島久仁子文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇文教福祉常任委員長(備前島久仁子君) おはようございます。文教福祉常任委員長の備前島久仁子でございます。所管の事務調査が終了いたしましたので、ここにご報告いたします。

本委員会は、1月22日、委員全員参加のもと、所管する学校教育課の当面の課題について調査いたしました。調査項目は2つであります。電子黒板を活用した授業について、2つ目は、学校支援ボランティアを活用した放課後支援教室についてです。

まず、電子黒板を活用した授業についてでありますけれども、電子黒板は、平成21年から町の小中学校に2台ずつ導入されております。この黒板を授業にどのように生かしているのかを調査するために、玉村小学校の6年生の図画工作の学習を見学いたしました。

電子黒板は、大きなパソコンのようなもので、書き込んだり、色をつけたり、消したり、写真を取り入れたり、また動画や音楽を流すなどの操作が自由にできるために、工夫次第で幾らでも授業にアレンジが可能であります。さまざまな授業で取り入れてはいますけれども、教室から教室への移動が容易ではないために、多目的室や実験室などに置いて、そこに児童が移動して授業を受けているような状態であります。体育の授業で跳び箱の跳び方を動画で見せたら、言葉では伝わりにくい部分でも動きを見ることができて、わかりやすいと児童には好評だったということであります。

考察であります。電子黒板を使った授業は、IT時代にふさわしい、新しい授業の形態であると感じました。視覚、聴覚を十分に使うために理解しやすく、平面的な思考から立体的、空間的な思考を

生み出しやすくしております。特に動きや音を伝える授業には適しているようでもあります。この黒板を使った授業を得意とするのは、やはり中堅の教師であります。教師が、この電子黒板を使いこなせるかどうかで、授業に幅があるのではないかと推測されました。

今後は、それぞれの教室にITを活用した授業がふえていくのはもう間違いありませんが、それを使いこなす力量が問われるところでもあります。教師も研修を十分に受けて、積極的に授業に取り入れられるように要望したいと思います。電子黒板が、授業に有意義に活用されているのが確認できました。

また、当町では、各学校に2台ずつこの電子黒板が入っておりますけれども、まだ周辺の近隣市町村ではこうした十分な環境が整っておりません。ですから、玉村町は学校の教育にはすごく力を入れているということが認識されます。

次に、学校支援ボランティアを活用した放課後支援についてであります。調査項目、下級生が放課後の1時間、お兄さんやお姉さんが来るまでの間に宿題をしたり、本を読んだりして過ごしているのが、この玉小のステーションであります。それをサポートしているのが地域の住民、保護者、県立女子大生であります。視察の当日は、12人の児童が参加しておりました。月曜日以外の毎日行っております。地域の教育力を生かしたさまざまな教育の活動を展開しております。

考察。それぞれの学校で工夫して取り組んでいる放課後の支援教室。この玉村小学校のように、上級生の授業が終わるまでの間、下級生が宿題をして待っているような一部屋があるのは、もう既に学童保育の一端を担っているとも言えます。地域の住民や保護者、県立女子大生の協力は、子供たちを地域で育てるという観点からも評価したいと思います。

しかし、玉小のように放課後支援が充実している学校ばかりではありません。現在、玉村町の中でも児童数が非常に減少してきております。空き教室が各学校でも出てきておりますので、それぞれの学校が、今後、その空き教室をどのように活用していくのか、それが大きな課題でもあります。活気ある積極的な取り組み、そして空き教室の取り組みを求めたいと思います。

以上で、委員会の調査報告といたします。

◇議長(浅見武志君) 以上で文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。

#### 

#### 〇日程第5 請願の付託

◇議長(浅見武志君) 日程第5、請願の付託を議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

#### 平成25年3月5日

玉村町議会第1回定例会

## 請願文書表

|     | 受 理 月 日  | 件名                        |       | 諸又は代表者<br>所・氏 名  | 付 託 委員会等 |
|-----|----------|---------------------------|-------|--|----------|
| 1 2 | 25. 1.24 | 年金2.5%削減の中止を求め<br>る意見書の請願 | 執行委員長 | 宇津木     治宣       者組合群馬県本部     女屋 定俊       角渕2022       中埜     輝明 | 総務常任委員会  |

# 〇日程第6 陳情の付託

◇議長(浅見武志君) 日程第6、陳情の付託を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

平成25年3月5日

玉村町議会第1回定例会

## 陳 情 等 文 書 表

| 受理 番号 | 受 理<br>年 月 日 | 件名                        | 陳情者又は代表者<br>住 所・氏 名                      | 付 託 委員会等  |
|-------|--------------|---------------------------|--|-----------|
| 1     | 25. 2.19     | 現存する原子力発電の停止・廃<br>炉を求める陳情 | 玉村町大字上之手1971-2<br>玉村と共に生きる会<br>代表 中里 知惠子 | 経済建設常任委員会 |

## 〇日程第7 町長施政方針

◇議長(浅見武志君) 日程第7、町長施政方針について町長より報告を求めます。 町長。

#### [町長 貫井孝道君登壇]

◇町長(貫井孝道君) 平成25年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、平成25年度の町政運営に対する方針及び予算の大要につきまして所信を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解と

ご協力をお願い申し上げる次第であります。

まず、本日、宇津木治宣議員、そして髙橋茂樹議員、三友美惠子議員に、永年議員としての表彰がされました。大変おめでとうございます。私は、宇津木治宣議員と髙橋茂樹議員とは同期の議員でございまして、この場にいまして大変うれしく感じております。この3人が、今までの経験をもとに、ますます玉村町のために議員活動をしていただくことを心よりお願い申し上げて、私のお祝いの言葉とさせていただきます。

では、施政方針のほうに入ります。

初めに、私が町長に就任してから、早くも3期の2年目に入りまして、通算して10年目を迎えようとしております。この間、議員各位を初め、多くの町民の皆様に温かいご支援とご協力をいただきながら、安全で安心して暮らしやすいまちづくりを目指すとともに、魅力ある玉村町の発展のために全力を傾注してまいりました。

特に町政運営に当たりましては、町の将来をしっかりと見据え、町民の皆様が将来に夢と希望を持ち、幸せを実感できるまちに発展するよう、誠心誠意取り組んできたところであります。今後もこれまでの基本姿勢を大切にしつつ、町政運営に当たってまいりたいと考えております。

そして、平成25年度は、本町の置かれた極めて恵まれた立地条件を生かして玉村町の未来を切り 開き、「子供たちに夢があり、私たち大人にも夢があるまち」となるよう努めてまいります。

さて、昨年を振り返りますと、世界では、北東アジアでの領土問題や北朝鮮の核・ミサイル問題、アメリカの財政問題、欧州債務危機など課題が山積している中、アメリカ、ロシア、中国、韓国などの主要国において首脳の選挙や交代が相次ぎました。我が国においても、経済再生を初め、原発政策、消費税問題、社会保障の再構築、環太平洋パートナーシップ協定、これはTPPでございます。外交・安全保障など多くの課題を抱える中、昨年の師走に行われた第46回衆議院総選挙において、自民・公明両党は合わせて3分の2を超える議席を獲得し、約3年3カ月ぶりに政権奪還を果たし、第2次安倍内閣がスタートいたしました。

安倍首相は、東日本大震災からの復興のおくれや長期のデフレなどを危機的状況と指摘し、経済、教育、外交を立て直す方針を掲げるとともに、「強い日本を取り戻す」として危機突破に向け強い決意を表明いたしました。特に経済再生では、経済財政諮問会議を再始動し、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」で、内閣の総力を挙げ経済政策を強力に推し進めるとし、既に緊急経済対策として、総額13兆1,054億円の大型補正予算を先月26日に成立させたところであります。また、28日には、例外なき関税撤廃を前提とせず、環太平洋パートナーシップ協定に交渉参加することを事実上表明したところでございます。

新政権には、日本経済が長引くデフレから脱却し、閉塞感漂う「失われた20年」に終止符を打つ ことを期待するところであります。本町においても、これら国の経済対策や各種政策に注視しつつ、 迅速かつ柔軟な対応を図ってまいりたいと考えております。 次に、町政を取り巻く情勢について説明いたします。

我が国の経済動向は、海外景気の下振れリスクはあるものの、景気は一部に下げどまりの兆しも見られ、先行きについては、国の経済政策による輸出環境の改善などを背景に、再び回復へ向かうことが期待されております。このような状況の中、国の平成25年度政府予算案は、日本経済再生に向けて、緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算と一体的な「15カ月予算」として編成する一方で、財政健全化目標を見据え、前年度より引き締まった中身とする中で、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」に重点を置いた予算案となっております。

予算規模を示す一般会計総額は、前年度当初と比較して2.5%増の92兆6,115億円で過去最大級となりました。平成24年度補正予算と合わせた「15カ月予算」は、100兆円を超える規模となりました。また、公共事業費については15.6%増の5兆2,853億円と4年ぶりに拡大し、社会保障関係費についても10.4%増の29兆1,224億円で過去最大規模となる中、税収が1.8%増の43兆960億円を見込み、新規国債が税収を上回る異例の事態を4年ぶりに解消いたしました。

一方、群馬県の予算案については、大澤知事は「景気回復を本格的なものにするための暮らし・活力増進予算」とし、社会基盤整備のほか新エネルギーや先端医療など成長分野にも積極的に投資をし、景気対策と雇用確保に取り組む姿勢を強く打ち出しております。一般会計の規模は、前年度当初と比較して0.2%増の6,663億8,700万円となり、国の緊急経済対策に伴う補正予算と合わせると実質8.1%増となる7,190億6,000万円の大型予算で、公共事業費は50.2%増の1,231億円となっております。なお、当初予算案の県税収入は0.3%増の1,965億円程度の見通しとなっております。

続きまして、本町の予算案でございます。一般会計の総額は、クリーンセンター長寿命化工事が終了したことにより99億1,100万円となり、前年度当初と比較して7.8%の減少となっております。内容につきましては、後ほど詳しく申し上げます。

なお、本町の財政状況は、平成23年度決算において、経常収支比率が県内市町村平均87.6%に対し87.8%、これは順位にしますと県内35市町村中の20位でございます。平成22年度決算の84.7%に比べやや悪化をいたしましたが、実質公債費比率は県内市町村平均9.2%に対し5.9%、これは県内35市町村中5位となり、平成22年度決算の6.4%に比べやや改善をいたしました。

一方、財政力指数については県内市町村平均0.61に対し0.78でございます。これは県内市町村35市町村のうちの順位にしますと8位でございます。平成22年度決算の0.83に比べますと、景気低迷の影響により数値はやや悪化したものの、県内順位は改善をいたしました。以上のことから、引き続き県内市町村の中では公債費負担が少なく、財政力の豊かな町となっております。

こうした中、町を取り巻く社会情勢ですが、昨年行われました群馬県年齢別人口統計調査によりま

すと、本町の総人口に占める生産年齢人口の割合は県内トップでございます。これは15歳から64歳までの人口割合でございまして、玉村町は68.9%、県内トップでございます。老年人口の割合は県内最小の16.8%、これも県内で一番低いということでございます。年少人口の割合、これはゼロ歳から14歳までです。県内で6番目でございます。14.3%となっております。本町は県内市町村の中において非常に恵まれた人口構成となっております。しかし、少子高齢化や人口減少、世帯構成の変化は確実に進行しており、さらに人と人との結びつきが希薄な社会が進行する中で、多様化・複雑化する町民ニーズに的確に対応するために、「参画と協働」によるまちづくりと、地域の課題を主体的に解決する「地域力」を向上させていかなければならないと考えております。

また、社会保障関連経費の自然増を初め、老朽化した施設の改築や大規模な改修など多くの財源を必要とする課題が今なお山積しており、今後も厳しい財政運営が強いられることになります。

このような状況ではありますが、いよいよ高崎・玉村スマートインターチェンジ、これは仮称でございますが、平成25年度には開通し、翌年度には東毛広域幹線道路が全線開通する予定となっております。本町の交通の利便性が飛躍的に向上するとともに、物流面での効果による企業誘致や産業振興が図られ、雇用関係の改善と子育てしやすく暮らしやすい環境などにより、若い勤労者層の転入が期待されるところでございます。

今後は、このような本町の恵まれた立地条件を生かした施策を大胆かつ積極的に展開することにより、持続可能な財源の確保に努めるとともに、玉村町で生まれ育った若者がふるさと玉村町の未来に魅力を感じ、住みたいと思えるようなまちを築いていく所存でございます。

それでは、平成25年度の町政運営の概要について説明いたします。

一昨年スタートした「第5次総合計画」は、関越自動車道、北関東自動車道、上信越自動車道に近接した本町の恵まれた立地条件や、高崎・玉村スマートインターチェンジ(仮称)や東毛広域幹線道路の開通に伴い、本町が県央地域において県内有数の交通の利便性にすぐれた主要都市をつなぐかなめとなり、さらなる発展をしていきたいとの考えから、目指す将来像として「県央の未来を紡ぐ玉村町」を実現していくものであります。

また、本町の20年後の快適で住みよい都市づくりの基本方針を示す「都市計画マスタープラン」は、周辺都市で進められている大規模工業開発や前橋南インターチェンジ周辺の大規模商業施設の立地などの影響を取り入れながら周辺都市との交流人口をふやし、新市街地への編入などにより定住環境の整備を進めるとともに、本町の交通の利便性を生かして産業の集積を進め、活気ある元気な地域経済を実現していくものであります。

平成25年度は、この「第5次総合計画」及び「都市計画マスタープラン」の着実な実現に向け、 町の魅力の積極的な発信など、多くの人や企業が玉村町に魅力を感じ来てもらえるよう5つの重点分 野に沿った編成を行いました。

それでは、以下、5つの重点分野に沿った説明をいたします。

第1に、防災・防犯に取り組む地域力の高いまちづくりについてご説明申し上げます。

東日本大震災を初めとする大規模地震や昨今頻発する集中豪雨などの自然災害、さらに火災から町 民の生命と財産を守るとともに、犯罪や消費生活上のトラブルを未然に防止し、町民の皆さんが安心 して暮らせるまちづくりを進めていくためには、地域住民の協力が不可欠であります。そのため、地 域力を発揮しやすい体制を築き、防災・防犯に強いまちづくりを進めてまいります。

「いざというときに、助けてくれたのはご近所でした」という経験談を多くの災害等で耳にいたします。このことから、地域の防災力を総合的に高めるには、日ごろから防災を意識することが重要であり、継続して「防災」や「減災」への関心を深め、「自助」、「共助」、「公助」を連携させることが何よりも重要だと考えております。

そのため、防災行政無線を活用した防災訓練の継続的な実施などにより、総合的な防災力の向上に努めるとともに、災害発生時に備え、防災用の資機材・非常食の備蓄充実に努めます。また、通信衛星を経由して災害等の緊急情報を伝達するJ-ALERT、全国瞬時警報システムでございます。この情報が、「メルたま」から自動配信されるようなシステムを改修いたします。

なお、現在、18の自主防災組織等が組織されておりますが、引き続き町内全地区の組織化を目標に活動を支援してまいります。組織化された自主防災組織には、活動に必要な防災消耗品等を支給し、 地域防災力の強化を図ります。

次に、消防体制の充実では、第5分団消防ポンプ自動車の更新を行い、火災や水害などに迅速に対応できる体制を維持するとともに、常備消防においては、火災発生現場周辺の消火栓・防火水槽の位置を迅速に確認することができる「消防水利管理システム」を構築いたします。

次に、防犯体制の充実です。県内では刑法犯認知件数の増加や凶悪事件の発生など治安の悪化が深刻な問題となっており、町内においても住宅を狙った泥棒や車上狙いのほか痴漢などによる被害が発生しております。このような状況を受け、住民、事業者及び行政が一体となって犯罪防止の取り組みを行うことにより、より安全で安心なまちづくりを進める必要があります。

そのため、町の防犯パトロールのほか、住民等の協力による防犯パトロールを実施するとともに、 防犯カメラを組み込んだ防犯灯を試験的に設置し、これら犯罪の抑止効果を図ります。なお、このカ メラは2週間程度の録画が可能であり、仮に事件が発生した場合には、時間をさかのぼって現場の状 況を確認することができ、警察への情報提供も可能となります。

また、夜間の犯罪抑止や道路上での衝突事故抑止のため、地域におけるLED防犯灯の設置を推進するとともに、各区長等へ防犯反射ベスト、キャップ等を配布し、自主防犯組織の活動を支援してまいります。

さらに、振り込め詐欺や悪徳商法、多重債務などの問題から消費者を守り、安全・安心な消費生活を送れるよう、消費生活センターにおいて相談業務及び被害防止のための啓発事業を積極的に行ってまいります。

なお、東日本大震災の被災県及び被災市町村においては、復興事業の本格的な実施に伴い職員が不足をしている状況が続いております。そのため、現在でも、被災者の生活支援や被災地の復旧などの膨大な業務に対応するため、全国の自治体から中長期的な職員派遣がされているところでございますが、平成25年度は本町においても職員1名を被災地へ派遣し、復興事業の支援を行います。なお、この職員の派遣先については、宮城県亘理町に決定しております。

第2に「ひとり一人が主役の協働のまちづくり」について説明申し上げます。

地域主権が進む中、地域におけるさまざまなニーズや課題を解決するためには、住民の力や地域の力を発揮しやすい環境を整え、住民と行政が新たなパートナーシップを構築する必要があります。そのため、住民、地域、NPO、団体、大学、企業、行政などが交流しやすい環境を整え、住民一人一人が主体となって地域の問題に関心を持ち、課題解決に向けてさまざまな協働の取り組みが生まれる自治意識の高いまちづくりを進めてまいります。

今年度は、新たに協働によるまちづくりの指針及び基本計画を策定するとともに、住民が主体となった協働によるまちづくりを推進するため、住民提案型の事業補助制度を継続いたします。

また、昨年の提案事業「協働によるまちづくり i n 岩倉自然公園」は、大変すばらしい成果をおさめたため、今年度も協働による事業「岩倉水辺の森フェスタ」として実施してまいります。

なお、「住民活動サポートセンター・ぱる」については、これまで町が直接運営し、住民活動団体の自律支援や協働を促すコーディネートを行うとともに、住民活動を行う団体や個人が気軽に立ち寄り、活動しやすい環境を整備するため、情報発信、情報収集、情報交換並びにお互いが連携できるための支援を行ってまいりました。

しかし、これまで以上に協働によるまちづくりを推進するためには、町民の皆さんが持っている知恵、行動力、ネットワークを最大限に生かし、まちづくりへつなげる施策が不可欠であります。そのため、平成25年度からその運営を「一般社団法人・たまむら住民活動支援センター」に委託し、より効果的な運営を行ってまいります。

なお、玉村町発のまち映画「漂泊」については、本町の地域資源を生かした住民協働による映画製作事業であり、町の魅力、個性、好感度を高める効果が非常に高いと考えております。玉村町を内外にアピールできることから、群馬県と歩調を合わせて町としても十二分に支援をしていく予定でございます。

第3に、「全国に発信できる観光のまちづくり」についてご説明申し上げます。

町民の皆さんが、この町に愛着と誇りを持ち、にぎわいのある元気なまちを築くためには、他の自治体との連携や交流、観光による町外へのPRとともに、玉村町の知名度を全国的に高めることが必要であります。そのため、たまむら花火大会や玉村町マスコットキャラクター「たまたん」を積極的に活用するとともに、さまざまな交流や観光事業を通して町の魅力を全国に効果的、積極的に発信し、にぎわいと活力ある観光のまちづくりを進めてまいります。

また、花火大会だけでなく、町の歴史資産などの観光PR活動や観光客の受け入れ体制の整備を進めるとともに、日帰りツアーなどによる定期的な団体客の集客を図ります。

さらに、昨年、群馬県商工会青年部連合会創立45周年記念事業として開催された「グルメグランプリ」において、見事グランプリを受賞した玉村町商工会青年部開発の「たまロンスティック」については、町の特産品・ご当地グルメとして販路の拡大及び事業の推進を支援してまいります。

次に、他の自治体との友好交流でございますが、町は平成19年に長野県山ノ内町と、その5年後の平成24年には群馬県昭和村と友好交流協定を締結いたしました。現在、さまざまな事業や団体等で交流を行っています。今後、他の自治体も含め、その交流をより活発かつ広範囲なものへと発展させるため、新たに「玉村町友好交流協会」を設立いたします。

また、町の魅力を全国に情報発信し、町の発展に貢献していただくため、引き続き「玉村ふるさと 大使」の任命、相互交流、情報交換等を行ってまいります。

第4に、「ひとり1スポーツでうるおいと健康のまちづくり」について説明申し上げます。

全ての町民の皆さんが健康で生き生きと暮らし、心身ともに潤いを感じられるような生活を送るためには、健康であることが一番です。そのため、一人一人のニーズに応じた健康スポーツへの取り組みや健康づくりに取り組みやすい環境整備を進め、「町民ひとり1スポーツ」の推進による健康のまちづくりを引き続き進めてまいります。

触れ合いを合い言葉に、体育・レクリエーションを実践し、体力の向上、健康の保持増進を図るため、引き続き「町民体育祭」を開催いたします。また、町民にスポーツに接する機会を提供し、町民の健康増進を図るため、町民スポーツ教室などの取り組みを積極的に進めたいと考えております。新たにシャッフルボード教室、スポレック教室を開催するとともに、老朽化が進んでいる総合運動公園の改修を行います。

この総合運動公園は、供用開始から既に25年が経過し、改修の時期を迎えています。そのため、現在のテニスコートを砂の入った人工芝のテニスコートへと、これは6面でございます。改修するとともに、中央にありますトイレを改修し、野球場放送設備の改修をあわせて行います。なお、この施設は、より効率的な運営を図るため、平成25年度から指定管理者制度へ移行する予定となっております。

また、健康づくりに取り組みやすい環境整備として、社会体育館におけるトレーニングマシンの充実を図るほか、40歳から74歳の国保加入者を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目の健康診査を今年度から無料化いたします。

第5に、最後になりますが、「元気のある地域経済で活力のあるまちづくり」についてご説明申し上げます。

低迷を続ける景気状況や雇用情勢の中、産業の活性化のための支援や産業基盤の充実が求められて おります。また、新たな産業の創出や産業の交流など、地域経済が元気で活力のあるまちを目指した 施策を推進していく必要があります。そのため、本町の恵まれた立地条件を生かして産業の集積を進めることにより、地域経済を活性化させ元気のあるまちづくりを推進してまいります。

まず、農業の振興ですが、農業の将来を担う力強い経営体を育成するために、認定農業者、農業生産法人等に対し、機械・施設の整備を支援してまいります。

また、現在、農業公社でWCS専用機を導入し、生産工程の整備や販売ルートの構築を進めているところですが、作付要望が拡大していることから、農業公社のWCS専用機の追加購入を支援いたします。

小規模土地改良事業では、南玉地区等において適正な水管理のために水門を改修いたします。

なお、「たまむら道の駅」については、これは仮称でございます。農作物直売所や加工所を併設した施設として、実施設計及び用地取得を行います。また、さまざまな運営に係るノウハウを取得するため、これまで直売所等の運営にかかわり指導実績のある講師に講演やアドバイスを依頼し、開設に向けた準備を進めてまいります。

次に、工業の振興ですが、企業誘致を促進し、産業の振興、雇用機会の拡大を図るため、企業立地 促進奨励金制度により、町内へ事業所を新設、移転または増築する企業を引き続き支援してまいりま す。

また、町内の中小企業者がみずから行う新製品・新商品に関する開発で、事業化と市場性が見込まれる事業に対して、県とともに支援をしてまいります。

なお、住宅リフォーム支援事業については、町民の住環境向上と住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るため、一昨年7月から実施してまいりました。これは期限つきでございますので、 平成25年度を最終年度として取り組んでまいります。

次に、「都市計画マスタープラン」に沿った総合的な土地利用ですが、高崎・玉村スマートインターチェンジ周辺地区のまちづくり事業については、交通の利便性を生かした本町の新たな玄関口としてまちづくりを進めるため、周辺地区まちづくり協議会からの提案を受け、その土地利用の可能性の適否やその提案に基づいた町としての将来像を示してまいります。

また、定住人口の増加と新たな産業立地・雇用促進を支える良好な住宅市街地の形成が求められていることから、文化センター周辺地区を中心に、安全・安心で人にやさしいまち、美しくうるおいのあるまち、ふれあいと交流のあるまちを目指して、質の高い定住環境が備わったまちづくりを進めます。今年度は現地の状況を把握するため、現地測量を実施し、事業計画を作成するとともに、地域の特性を生かした個性あるまちづくりを実施するために都市再生整備計画を策定いたします。

さらに、新たな産業用地を必要としている企業に対して産業用地の適切な供給を行うため、東部工業団地の拡張を計画的に進めてまいります。

なお、東部工業団地から東毛広域幹線道路へのアクセス道である町道220号線については、早期 に開通できるよう用地測量や移転補償調査、用地取得を進めてまいります。 以上が、平成25年度における私の重点施策でございます。

なお、その他の主な施策については、「第5次総合計画」に沿って説明をいたします。

まず、「健康・福祉分野」における子育て支援体制の充実ですが、子供たちが自主性や人を思いやる心を養い、社会生活を送ることができるよう児童虐待の防止に努めるとともに、その相談体制の充実を図るため、役場3階フロアに相談スペースを新設いたします。

また、ファミリーサポートセンターについては、サービスの充実と会員数の増加に対応するため、 人員体制の充実を図ります。

なお、進行中の第4保育所建設事業については、現在、改築に向けた実施設計を行っているところですが、今年度は移転先の用地取得を行います。

次に、高齢者福祉の充実です。認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれています。そのため、市民後見人養成講座を通じて、身近な人が後見人になれる市民後見人の確保を目指してまいります。 障がい者福祉の推進では、第3次障がい者福祉計画が平成25年度までの計画であるため、新たな障がい者福祉計画を策定いたします。

また、平成24年度から基幹相談支援センターを開設し、地域生活支援事業の機能強化を図っておりますが、今年度はサービス等利用計画作成に伴う相談支援体制の充実を図ります。これは人員の増加をいたします。

次に、健康づくりの推進です。新たにスタートする歯っぴいスマイル相談事業では、乳児から幼児への移行時期に当たる1歳3カ月の時点で口腔状態の確認、発達のチェックを行うことにより、1歳6カ月での虫歯の減少、発達障害の早期発見に努めます。

すくすく教室事業では、幼児期の遊びを通して、発達障害の疑いのある児童に対し健全な発達を促し、母親の育児支援や育児不安の解消に努めていますが、今年度から新たに発達相談員を派遣し、経過観察と母親への支援を行います。

また、現在、40歳以上の特定の年齢に達した住民に対し、子宮がん、乳がん、大腸がん検診の無料クーポン券を送付し、がん検診の受診率向上に努めておりますが、さらなる受診率向上のため、今年度から乳がん検診については対象年齢の段階区分を拡大いたします。

次に、「教育・文化分野」における学校教育の充実です。心身ともに健全な子供たちの育成を図るため、子供や保護者、教職員への適切かつ専門的な指導ができるようカウンセラーの配置を充実します。また、発達が気になり、日常生活に困り事や悩みを抱える保護者に「にじいろファイル」を配布し、早期から就労に至る一貫した支援の推進、保護者の外部説明の援助、情報の共有等に役立てます。

なお、小中学校における理科教育設備については、全国的に整備率は低い水準にあり、本町においても同様の状況であることから、児童生徒の観察・実験技能の確実な習得を図るため、理科教育設備の整備充実を図ります。

次に、生涯学習の推進です。現在、図書館において、「絵本の講座」、「絵本の読み聞かせ」、「製本講座」などを開催しておりますが、新たに「大型紙芝居」を開催いたします。

青少年の健全育成では、一昨年まで「ちびっこマスのつかみどり」として開催しておりましたが、 この事業を見直します。「わくわくキッズ」として、木工教室やバルーンアート教室を開催いたしま す。

次に、文化財の保護活用です。国及び町重要無形民俗文化財に指定されている郷土芸能の保存と育成のための支援を12団体から15団体へ拡大をいたします。また、五料の水神祭は、国の記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財に選択されており、その中心となる麦わら舟の製作は高度な技術を要することから、保存・継承のため民俗文化財調査を行います。

次に、「都市基盤分野」における道路網の形成ですが、引き続き斉田・上之手線や町道220号線等の整備促進に努めます。また、老朽化する橋梁に対応するため、その維持管理方法を従来の事後的な修繕・かけかえから予防的な修繕に転換し、橋梁の長寿命化並びに修繕費用の縮減及び平準化を図ります。

水の適正利用と上水道の整備では、五料及び飯倉地区等の老朽管の更新を進めるとともに、水道事業の使命である安全で安定した水の供給に努めてまいります。

次に、下水道の整備です。汚水事業では、樋越、斉田、下之宮、川井、角渕、板井及び八幡原地区の管渠築造工事を実施するとともに、拡大区域である南玉、下之宮、飯倉及び五料地区の測量設計を 実施いたします。また、雨水対策事業では、斉田・上之手線への管渠新設工事を実施いたします。下 水道の整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のために重要な施策でございます。町では、平 成25年度末の普及率70%を目標に積極的に整備を進めてまいります。

なお、その他の事業といたしましては、県立女子大学の協力を得て、マスコットキャラクター「たまたん」をモチーフとした原動機付自転車ナンバーをデザイン化し、ご当地ナンバープレートとして製作をいたします。

最後になりますが、群馬県が東毛広域幹線道路の藤岡・大胡線から「たまむら道の駅(仮称)」までの約2.4キロメートルの間の両側に、カワヅザクラの植樹を行う予定です。花はソメイヨシノよりも色が濃く、桃色ないし淡紅色で、毎年2月上旬から開花を始めて、約1カ月を経て満開になります。一足早い春の訪れを感じることができますので、町民の皆様が誇れる町の代表的な桜並木となるよう管理をしていきたいと考えております。

次に、平成25年度予算編成についてご説明いたします。

平成25年度予算編成は、大変厳しい財政状況の中、「第5次玉村町総合計画」及び「都市計画マスタープラン」を着実に推進するとともに、限られた財源で町の魅力を高めるため、重点分野に沿った編成を行いました。一般会計予算の規模は、クリーンセンター長寿命化工事が終了したことから、前年度当初と比較して7.8%減少し、その総額は99億1,100万円となっております。

歳入面では、前年度と比較して、町税収入については0.9%増の45億416万3,000円、 地方交付税については2%減の12億4,500万円、臨時財政対策債については2.9%減の6億 8,000万円を見込みました。また、財源確保のため、財政調整基金の取り崩し額は前年度を 9,000万円上回る5億4,000万円といたしました。

歳出面では、維持補修費、積立金が減少しましたが、人件費や扶助費、公債費が増加したことにより、義務的経費は前年度対比4.6%増の45億6,176万円となりました。一方、投資的経費はクリーンセンター長寿命化工事の終了により前年度対比59%減の8億2,273万5,000円となりました。

なお、特別会計の予算総額は67億742万2,000円、企業会計である水道事業会計予算は8億9,508万7,000円となり、全会計における予算総額は前年度当初と比較して4%減の175億1,350万9,000円となっております。

また、この詳しい内容につきましては、この後の会計別予算案の中で説明させていただきます。 以上、平成25年度の町政運営について、私の所信の一端を申し述べました。

私は、町長として約9年間、町民の皆様の厚い信頼に応えるため、安全で安心なまちづくり、行財 政改革による財政の健全化などの町政の懸案に取り組んでまいりました。冒頭に申し上げましたとお り、私は「第5次玉村町総合計画」及び「都市計画マスタープラン」を着実に推進するとともに、就 任10年目に当たる平成25年度を「子供たちに夢があり、私たち大人にも夢があるまち」と位置づ け、町民の皆様が県央に位置しているこの玉村町の未来の発展に「夢」が持てるよう、そしてその「夢」 が少しでも現実に近づくよう全力で取り組む決意でございます。

町民の皆様並びに議員各位には、変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、本定例 会にご提案申し上げております平成25年度予算案を初め各案件につきまして、十分ご審議の上、ご 議決をいただきますようお願い申し上げ、私の平成25年度における施政方針とさせていただきます。 ありがとうございました。

◇議長(浅見武志君) 以上で町長の施政方針の報告を終了いたします。

なお、施政方針に対する質問の通告をされた議員には、質問の要旨をあす午前9時までに議長に提出してください。

| ∧≢ E | /注目 | <del>*</del> + <del>*</del> ' | 仕拍いとします    | 10時に0八とり再開いたしませ  |   |  |  |
|------|-----|-------------------------------|------------|------------------|---|--|--|
| ◇誐攴  | (泛兄 | <b>武</b> 心石)                  | 14.思いたしよす。 | 10時50分より再開いたします。 |   |  |  |
|      | 午前1 | 0時32分                         | 休憩         |                  |   |  |  |
|      | -   |                               |            |                  |   |  |  |
|      |     |                               |            |                  |   |  |  |
|      | 午前1 | 0時50分                         | 7冉開        |                  |   |  |  |
| ◇議長  | (浅見 | 武志君)                          | 再開いたします。   |                  |   |  |  |
|      |     |                               |            |                  | _ |  |  |
|      |     |                               |            |                  |   |  |  |

- 〇日程第 8 議案第 3号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の制定について
- 〇日程第 9 議案第 4号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の制定について
- 〇日程第 1 0 議案第 5 号 玉村町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 〇日程第11 議案第 6号 玉村町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置 に関する基準を定める条例の制定について
- 〇日程第12 議案第 7号 玉村町道路構造条例の制定について
- 〇日程第13 議案第 8号 玉村町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する 基準を定める条例の制定について
- ○日程第14 議案第 9号 玉村町道路標識条例の制定について
- 〇日程第15 議案第10号 玉村町町営住宅等整備基準条例の制定について
- ◇議長(浅見武志君) 次に、日程第8、議案第3号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第15、議案第10号 玉村町町営 住宅等整備基準条例の制定についてまでの8議案を一括議題としたいと思います。これにご異議あり ませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第10号までの8議案を一括議題とすることに決定いたしました。これより提案理由の説明を求めます。

町長。

#### 〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長(貫井孝道君) 議案第3号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明申し上げます。本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革に関する一括法の施行により、従来、介護保険法や厚生労働省令で定められていた基準が条例委任されたことにより、本条例を制定するものでございます。

本条例で定める基準は、要介護認定で要介護の方を対象とするサービス事業に関するもので、先に示されている厚生労働省令で定める基準に沿う内容となっております。

議案第4号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域

密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制 定についてご説明申し上げます。

本案は、議案第3号と同じく地域主権改革に関する一括法の施行に伴い条例を制定するものでございます。要介護認定で要支援の方を対象とする当該サービス事業に関する基準を定めるもので、先に厚生労働省令で示されている基準に沿ったものとなっております。

議案第5号 玉村町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、昨年の5月に、国は新型インフルエンザ及び全国的かつ急速な蔓延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするために、新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定しました。町では、この特別措置法に伴い、病原性が高い新型インフルエンザ等に対し、町民の生命及び健康の保持を目的とし、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、本条例を定めるものであります。

本条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、玉村町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的としています。

本条例の概要を申し上げますと、新型インフルエンザ等対策本部の組織の構成、これは(第2条) や会議の開催(第3条)、部の設置(第4条)等について定めてあります。

議案第6号 玉村町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の 制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が公布され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律(平成18年法律第91号)の一部改正に伴い、特定公園施設の移動等円滑化基準が条例委任されたため、条例により基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第7号 玉村町道路構造条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、道路法(昭和27年法律第180号)が一部改正されたことに伴い、町道を新設し、または改築する場合における道路の構造の一般的技術基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第8号 玉村町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための法律の改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)及び高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に 関する法律(平成18年法律第91号)が改正され、道路管理者である地方公共団体が、移動円滑化 のために必要な道路の構造に関する基準につきまして、本条例を制定するものであります。 議案第9号 玉村町道路標識条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、道路法(昭和27年法律第180号)が一部改正されたことに伴い、町が管理する道路に係る道路標識の寸法及び文字の大きさの基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第10号 玉村町町営住宅等整備基準条例の制定についてご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が公布され、平成24年4月1日に公営住宅法(昭和26年法律第193号)の一部が改正され、施行されたことに伴い、町が町営住宅を整備するに当たっての整備基準が条例委任されたため、基準を定める本条例を制定するものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。 以上です。

◇議長(浅見武志君) 以上で8議案に係る提案説明を終了いたします。

次に、日程第8、議案第3号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第3号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、文教福祉常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は文教福祉常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第4号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第4号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域 密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制 定については、文教福祉常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議あ りませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は文教福祉常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第5号 玉村町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第5号 玉村町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、文教福祉常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は文教福祉常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第6号 玉村町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する 基準を定める条例の制定について、これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第6号 玉村町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の 制定については、経済建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は経済建設常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第7号 玉村町道路構造条例の制定について議題といたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第7号 玉村町道路構造条例の制定については、経済建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は経済建設常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第8号 玉村町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について議題といたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第8号 玉村町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定については、経済建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は経済建設常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第9号 玉村町道路標識条例の制定について議題といたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第9号 玉村町道路標識条例の制定については、経済建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は経済建設常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第10号 玉村町町営住宅等整備基準条例の制定について議題といたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第10号 玉村町町営住宅等整備基準条例の制定については、経済建設常任委員会に付託の上、 審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は経済建設常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○日程第16 議案第11号 玉村町職員定数条例の一部改正について ○日程第17 議案第12号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について ○日程第18 議案第13号 玉村町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について ○日程第19 議案第14号 玉村町教育委員会教育長の給与条例の一部改正について ○日程第20 議案第15号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について ○日程第21 議案第16号 玉村町職員等の旅費に関する条例の一部改正について 〇日程第22 議案第17号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

〇日程第23 議案第18号 玉村町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例 の一部改正について

〇日程第24 議案第19号 玉村町障害者福祉施設条例の一部改正について

○日程第25 議案第20号 玉村町介護保険条例の一部改正について

〇日程第26 議案第21号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について

〇日程第27 議案第22号 玉村町立公園条例の一部改正について

〇日程第28 議案第23号 玉村町水道事業給水条例の一部改正について

◇議長(浅見武志君) 次に、日程第16、議案第11号 玉村町職員定数条例の一部改正についてから日程第28、議案第23号 玉村町水道事業給水条例の一部改正についてまでの13議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第23号までの13議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

#### 〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長(貫井孝道君) 議案第11号 玉村町職員定数条例の一部改正についてご説明申し上げます。 本案につきましては、職員の退職、新規採用に伴い、職員定数を変更するものでございます。現時点での平成24年度の退職者及び退職予定者は、県派遣職員を含め6名であります。また、平成25年度の新規採用職員は、県派遣職員や保育士等を含め8名を予定しており、2名の増となるものであります。このうち1名は、東日本大震災により被災した地域の方々の復興を支援するため、被災市町村へ職員を派遣することによる補充であります。また、任命権者別の定数の変更につきましては、現在の配置の状況や増員となる職員を配分するためのものでございます。

議案第12号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてご説明申し上げます。

旅費の支給について、非常勤の特別職の一部に、特別車両料金を支給できるようにするなど、玉村 町職員等の旅費に関する条例を改正することに伴い、条例の一部を改正するものです。また、事務事 業の見直しにより、区長に委託料として支払われている費用を行政事務の一部を委託していることか ら、報酬として支出したいため、報酬の支給対象に区長を含めるものでございます。

議案第13号 玉村町長及び副町長の諸給与条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長及び副町長の旅費の支給を本条例で定めておりましたが、鉄道を利用する場合の旅行において、一定条件のもとに特別車両料金、いわゆるグリーン車料金を支給できるように改める条文の整備の関係上、後にご説明申し上げます議案第16号、玉村町職員等の旅費に関する

条例の中に規定するため、改正するものでございます。

議案第14号 玉村町教育委員会教育長の給与条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、議案第16号、玉村町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例で新たに定める特別車両料金の支給について、町長及び副町長と同様に教育長も支給が受けられるよう改めるとともに、宿泊料につきましても町長及び副町長に合わせるため「1万3,100円」から「1万2,000円」に改めるものでございます。

議案第15号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改正するものでございます。 職員の勤務1時間当たりの給与額とは、給与の減額及び時間外勤務手当等の支給の基礎となっている もので、現在は国家公務員に準じて算出しております。しかし、地方公務員には労働基準法が適用さ れるとの指摘により、労働基準法に基づく算出方法に改正するものでございます。

現在の勤務1時間当たりの給与額の算出方法については、年額給与を年所定労働時間数で除した金額となっています。労働基準法では、年額給与を国民の祝日に関する法律に規定している休日及び年末年始を除いた年所定労働時間数で除した金額となります。県及び県内各市町村の状況を十分に勘案した中で、給与の減額及び時間外勤務手当等の基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めようとするものでございます。

なお、施行につきましては、平成25年4月1日から施行する旨を附則で定めるものでございます。 議案第16号 玉村町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、従来より、玉村町長及び副町長の諸給与条例で定められていた町長及び副町長の旅費の支給をこの条例で規定するとともに、町長等の特別職に随行する職員が鉄道を利用する場合は、一定条件のもとに特別車両料金を支給できるようにし、また宿泊料については、県内市町村の支給額の均衡を図るため、二役及び職員とも「1万3, 100円」から「1万2,000円」に改めるものでございます。

議案第17号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とする法律が平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日に施行されるために名称を変更するものでございます。

議案第18号 玉村町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とする法律が平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日に施行されるため、名称を変更するものでございます。

議案第19号 玉村町障害者福祉施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とする法律が平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日に施行されるために、名称を変更するものでございます。

議案第20号 玉村町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険法の一部改正に伴い、基準の一部が条例委任されたことにより、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準並びに指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の規定を条例に加えるものでございます。

議案第21号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正についてご説明申し上げます。

条例の一部改正の概要を申し上げますと、小口資金融資促進条例では、群馬県小口資金促進制度の要綱に基づき、融資期間を運転資金につきましては6年以内、設備資金については8年以内と定めております。しかしながら、いまだ回復の兆しが不透明の中、県内の企業の借入金の返済負担を軽減させることを目的に、融資期間の延長ができる特例措置が来年度もさらに1年間延長されることとなりました。群馬県小口資金促進制度の要綱の改正に合わせ、玉村町小口資金融資促進条例の一部を改正するものでございます。

議案第22号 玉村町立公園条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための整備に関する法律(平成23年法律第105号)が公布され、都市公園法(昭和31年法律第79号)の一部改正に伴い、当町公園条例においても都市公園の配置及び規模に関する基準並びに都市公園内の施設における建築面積基準を定めるものと、当条例と公園に関するほか3条例、玉村町総合運動公園の設置及び管理に関する条例、玉村町都市公園の運動施設の管理に関する条例及び玉村町東部スポーツ広場の設置及び管理に関する条例における公園管理規定の重複解消のためにほか3条例の廃止及び「東部運動公園」を「東部工業団地内運動公園」に名称を変更するために、玉村町立公園条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第23号 玉村町水道事業給水条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、平成23年8月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法による水道法の一部改正に伴い、玉村町水道事業給水条例の一部を改正させていただくものでございます。

水道法の改正により、水道事業を運営する地方自治体は、政令で定められている基準を参照した上で、布設工事監督者を配置しなければならない水道の布設工事の範囲、布設工事監督者が有すべき資格及び水道技術管理者が有すべき資格について、条例で定めることとなりました。

当町においては、給水する水質の安全性を引き続き確保するため、一定の能力を有する者を配置することが適切と判断し、政令に定める国の基準を基本に内容を検討いたしました結果、第42条に規

定する布設工事監督者を配置する工事と第44条に規定する水道技術管理者の資格について政令で定める基準と同様の内容とし、第43条に規定する布設工事監督者の資格については、政令で定める基準のほかに水道技術管理者の職にある者を設けることとなりました。水道技術管理者は、事業体に1名配置が義務づけられており、水道全般に関する幅広い知識と経験を有する者がその職についております。政令で定めている布設工事監督者の基準に該当する者と同等の知識と経験を有すると考えられるため、第9号として追加をいたしました。

なお、改正条例の施行日は、平成25年4月1日でございます。よろしくご審議の上、ご議決くだ さいますようお願いいたします。

以上です。

◇議長(浅見武志君) 以上で13議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第16、議案第11号 玉村町職員定数条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第12号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第13号 玉村町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について、これより本案 に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第14号 玉村町教育委員会教育長の給与条例の一部改正について、これより本 案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第15号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第16号 玉村町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第17号 玉村町福祉医療費支給に関する条例の一部改正について、これより本 案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第18号 玉村町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第19号 玉村町障害者福祉施設条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第20号 玉村町介護保険条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第21号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第22号 玉村町立公園条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第23号 玉村町水道事業給水条例の一部改正について、これより本案に対する 質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〇日程第29 議案第24号 玉村町国民健康保険マタニティ基金条例の廃止について

〇日程第30 議案第25号 玉村町ふるさと振興基金条例の廃止について

〇日程第31 議案第26号 玉村町ホームヘルパー派遣事業費用徴収条例の廃止について

◇議長(浅見武志君) 次に、日程第29、議案第24号 玉村町国民健康保険マタニティ基金条例 の廃止についてから日程第31、議案第26号 玉村町ホームヘルパー派遣事業費用徴収条例の廃止 についてまでの3議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第26号までの3議案を一括議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

# 〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長(貫井孝道君) 議案第24号 玉村町国民健康保険マタニティ基金条例の廃止についてご説明申し上げます。

本案につきましては、国民健康保険出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けることにより、被保険者が安心して出産に臨めることを目的として、平成14年4月1日より条例が施行され、基金を設置しました。その後、出産育児一時金の受領の権限を委任払い取り扱い医療機関に委任することにより、被保険者の出産に係る経費の負担軽減を図ることを目的とした出産育児一時金受領委任払い制度が平成19年6月1日より始まり、保険者は出産育児一時金を直接委任払い取り扱い医療機関に支払うこととなりました。

さらに、平成21年1月1日からは、産科医補償制度が始まり、国民健康保険団体連合会経由で医療機関へ支払うこととなり、被保険者の負担軽減が大幅に進み、現在に至っております。マタニティ基金の利用は、平成21年1月5日の利用を最後に現在まで利用がなく、今後も利用は見込まれないため、今回、条例を廃止するものであります。

議案第25号 玉村町ふるさと振興基金条例の廃止についてご説明申し上げます。

現在、本町には、地域づくりを共通の目的とした果実運用型のふるさと振興基金と、取り崩し型の ふるさと創生基金があります。ご承知のとおり、前者のふるさと振興基金については、伊勢崎佐波広 域市町村圏振興整備組合の解散に伴い、その原資が玉村町に配分されたものですが、運用益が少額で あるため、基金が設置されてから現在に至るまで一度も活用されていないのが現状でございます。

一方、後者の取り崩し型のふるさと創生基金については、毎年、花火大会やふるさとまつり、産業祭、町民体育祭の財源として活用されております。今後、基金の有効活用を図るために、ふるさと振興基金を廃止し、その原資を取り崩し可能なふるさと創生基金に積み立てて活用することが望ましいと考えられるため、ふるさと振興基金条例を廃止させていただくものでございます。

議案第26号 玉村町ホームヘルパー派遣事業費用徴収条例の廃止について説明いたします。

この条例につきましては、法改正によりまして、事業そのものが法の中に組み込まれたために廃止 とするものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。 以上です。

◇議長(浅見武志君) 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第29、議案第24号 玉村町国民健康保険マタニティ基金条例の廃止について、これより本 案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第25号 玉村町ふるさと振興基金条例の廃止について、これより本案に対する 質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第26号 玉村町ホームヘルパー派遣事業費用徴収条例の廃止について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〇日程第32 議案第27号 平成24年度玉村町一般会計補正予算(第6号)

〇日程第33 議案第28号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第 3号)

〇日程第34 議案第29号 平成24年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第2号)

〇日程第35 議案第30号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正 予算(第1号)

〇日程第36 議案第31号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第3 号)

- 〇日程第37 議案第32号 平成24年度玉村町水道事業会計補正予算(第3号)
- ◇議長(浅見武志君) 次に、日程第32、議案第27号 平成24年度玉村町一般会計補正予算(第6号)から日程第37、議案第32号 平成24年度玉村町水道事業会計補正予算(第3号)までの6議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第32号までの6議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 貫井孝道君登壇]

◇町長(貫井孝道君) 議案第27号 平成24年度玉村町一般会計補正予算(第6号)についてご 説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から421万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を 114億627万7,000円とさせていただくとともに、繰越明許費の追加及び地方債の変更をさ せていただくものでございます。

それでは、主な補正内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、家屋の評価がえに伴う補正率の変更により、固定資産税が減額の見込みとなりましたが、個人町民税等の滞納繰り越し分の増収により、町税全体では1,420万円増額となる見込みでございます。

また、地方交付税についても、普通交付税の確定により8,276万6,000円、地方債についても事業費の確定により1,730万円増額となる見込みでございます。

一方、国・県支出金につきましては、事業費の確定等により3,093万9,000円の減額、使用料及び手数料についても、事業系可燃ごみの減少等により426万5,000円減額となる見込みでございます。

次に、寄附金ですが、福祉のために4つの団体から合わせて22万円、ふるさと寄附については3人の方から合わせて104万円をいただきましたので、それぞれの使途に合わせて充当させていただく 予定であります。

なお、学校給食事業基金の繰入金400万円については、現在、寒さの影響により野菜が高騰しており、年度末までの給食材料購入費に不足が見込まれることから、取り崩しにより対応させていただくものでございます。

続いて、歳出ですが、年度末ということで、全体的には事業費の確定、入札による差金並びに各種 経費の節約等による減額でございますが、ふるさと振興基金の廃止に伴うふるさと創生基金への積立 金1億4,358万1,000円や国の補正予算に伴う坂東大堰基幹水利施設の保全対策事業費 1,378万2,000円については、追加をさせていただくものでございます。

以上により、財政調整基金からの繰入金は2億7,978万6,000円が減額となり、今年度は3億4,000万円を取り崩すことで賄うことができました。これにより、平成24年度末現在高は、昨年度末に比べ約9,700万円減少し、30億5,000万円程度となる見込みでございます。

なお、繰越明許費の追加ですが、先ほど説明いたしました国の補正予算に伴う坂東大堰の保全対策 事業のほか、斉田・上之手線街路事業や板井地区まちづくり事業、太陽福祉会の保育所建設事業など、 それぞれ今年度中に予定していた事業が完了しないことが見込まれることから、翌年度に繰り越すも のでございます。

地方債の変更につきましては、国の補正予算等に伴うものでございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

議案第28号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,833万円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億122万3,000円とさせていただくものでございます。 補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして国庫支出金等497万3,000円、医療給付費等交付金を5,000万7,000円、県支出金等を7,217万6,000円、繰越金を7,321万4,000円、諸収入として国保税延滞金を1,450万円、第三者行為納付金を450万増額し、国保税を450万円、共同事業交付金を1,804万7,000円減額するものでございます。

歳出の主なものとしては、一般被保険者療養給付費、療養費、退職被保険者等療養給付費と高額療養費、審査支払手数料が不足により保険給付費を2億604万円増額し、共同事業拠出金を480万9,000円、保険事業費として350万円を減額するものでございます。

議案第29号 平成24年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ6,492万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億3,078万6,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を実績見込みによりそれぞれ増・減額いたすものでございます。

歳出につきましては、需要の増加傾向にある給付費等を見込みにより全体として増額いたすものでございます。歳出の増額の内訳といたしましては、居宅介護サービス給付費が6,900万円、居宅介護サービス計画費430万円、特定入所者介護サービス費690万円、高額介護サービス費380万円が主なものとなっております。

議案第30号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算(第1号)について提 案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ80万円減額し、 歳入歳出それぞれ1,410万1,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。

また、歳出につきましては、一般経費を執行状況の見込みにより減額するものでございます。

議案第31号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,930万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億608万2,000円とさせていただくものでございます。

まず、主な補正理由ですが、国の大型補正の影響により、新年度で予定していた事業の一部を平成 24年度の補正予算として計上する必要が生じたこと、県央処理場負担金、建設費の確定等による減 額及びこれに伴う下水道事業債の借り入れ予定額の変更などでございます。

国の大型補正は緊急経済対策として行われるものですが、これを受け町としては、年度内の追加事業として新年度の早期に実施予定であった事業を前倒しし、本年度予算として計上させていただくも

のでございます。具体的な事業については、斉田地区、板井地区、樋越地区、下之宮地区及び川井地区の汚水事業の一部、並びに下新田地区の雨水事業の一部でございます。なお、追加事業の総額は1億4,600万円でございますが、年度内の事業完了は見込めないため、全額を翌年度に繰り越しさせていただく予定でございます。

次に、予算科目ごとの増減額について説明します。

歳入については、国庫補助金を6,050万円、県補助金220万円を増額し、一般会計繰入金を2,100万円、下水道事業債を240万円減額するものでございます。

一方、歳出については、公共下水道維持管理費を1,118万2,000円、特定環境保全公共下水道維持管理費を1,343万2,000円減額し、公共下水道建設費を2,579万1,000円、特定環境保全公共下水道建設費を3,812万3,000円増額するものでございます。

最後に、繰越明許費についてですが、公共下水道建設費の雨水対策事業について9,198万 1,000円を、特定環境保全公共下水道建設費について斉田地区幹線整備事業ほか4事業の総額1億 1,692万円を翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

議案第32号 平成24年度玉村町水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。本案は、収益的支出の予定額を23万6,000円増額し、その総額を6億2,096万4,000円と定めるとともに、資本的収入の予定額を8,000万円減額し、その総額を1億2,440万7,000円と定めるものでございます。

まず、支出についてですが、水道事業費用の総係費のうち、期末勤勉手当を3,000円減額し、 法定福祉費の共済負担金を23万9,000円増額するものでございます。

次に、収入についてですが、企業債を8,000万円減額するものでございます。これは、事業計画の見直しにより起債対象事業を縮小したこと、対象事業の一部が翌年度に繰り越される見込みとなり、財源の一部を企業債から一般財源に振りかえるためでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。 以上でございます。

◇議長(浅見武志君) 休憩いたします。午後1時30分より再開いたします。

午前11時48分休憩

午後1時30分再開

- ◇議長(浅見武志君) 再開いたします。
- ◇議長(浅見武志君) 以上で6議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第32、議案第27号 平成24年度玉村町一般会計補正予算(第6号)について、これより

本案に対する質疑を求めます。

13番宇津木治宣議員。

# [13番 宇津木治宣君発言]

◇13番(宇津木治宣君) 補正予算の11ページなのですけれども、使用料及び手数料の欄で社会 教育使用料、文化センター使用料200万円の減額ということで、およそ当初予算が600万円、 200万円減らすと。

[「11ページは……」の声あり]

◇13番(宇津木治宣君) 19ページです。済みません。要するに当初予算が600万円で、減額が200万円、余りにも額が多過ぎる。結局、文化センターのこの使用状況というのか、そういう一つの商売で言えば売り上げみたいなもので、その活動のバロメーターに使用料がそのまま連動しているのではありませんけれども、何らかの活動の停滞があったのかどうか、どういうことでこれだけの減額をしなければならないのかお尋ねをいたします。

◇議長(浅見武志君) 生涯学習課長。

[生涯学習課長 川端秀信君発言]

◇生涯学習課長(川端秀信君) お答えしますけれども、平成22年度に前橋の文化会館が改修工事を1年間しまして、その関係で前橋市の企業とか中学校なんかが全部文化センターの大ホールを利用して合唱祭とか、その企業の採用とかいろいろやってくれたのですけれども、平成22年、23年度はその影響で利用受けたのですけれども、改修が終わった段階で、今年度になりましたらそれがぱたっとなくなってしまって、町内の企業でも大きいところは、全協でも話したとおり、不景気の関係でなくなってしまったけれども、あと小さい企業なんかは町の研修所として利用していただくということで、そのための減額になっているということです。

◇議長(浅見武志君) 13番宇津木治宣議員。

[13番 宇津木治宣君発言]

◆13番(宇津木治宣君) 当初予算の600万円の手数料の見込みというのは、例年と比べて決して高かったわけではないのだと思うのです。この数年間の見込みの金額というのが、大体推移が、昨年度はそういうことで、要するに比べてことし600万円が減ったということもわかりますけれども、今まで400万円台に手数料が落ちたということはないのではないかと思いますが、その辺はどんないきさつでしょうか。

◇議長(浅見武志君) 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 川端秀信君発言〕

◇生涯学習課長(川端秀信君) 5年ぐらい前まではこのくらいの金額で推移していたのですけれども、その後は徐々に伸びていたのですけれども、ことしになってこのくらいの減額、大ホールの利用料が少ないかというと、大ホールも利用していますけれども、どっちかというと大体無料とかイベン

トとかそう関係で減ってきたという感じはあります。

◇議長(浅見武志君) よろしいですか。

[13番 宇津木治宣君発言]

- ◇13番(宇津木治宣君) はい。
- ◇議長(浅見武志君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長(浅見武志君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第28号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第29号 平成24年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、 これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第30号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算(第1号) について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第31号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、 これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第32号 平成24年度玉村町水道事業会計補正予算(第3号)について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〇日程第38 議案第33号 平成25年度玉村町一般会計予算

〇日程第39 議案第34号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計予算

〇日程第40 議案第35号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

〇日程第41 議案第36号 平成25年度玉村町介護保険特別会計予算

〇日程第42 議案第37号 平成25年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

〇日程第43 議案第38号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計予算

〇日程第44 議案第39号 平成25年度玉村町水道事業会計予算

◇議長(浅見武志君) 次に、日程第38、議案第33号 平成25年度玉村町一般会計予算から日程第44、議案第39号 平成25年度玉村町水道事業会計予算までの7議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第39号までの7議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

### 〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長(貫井孝道君) 議案第33号 平成25年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成25年度一般会計予算につきましては、先ほどの施政方針の中で述べさせていただきました。 また、参考資料の中でも詳しく説明してありますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、予算の概要についてご説明申し上げます。平成25年度の一般会計予算の総額は99億 1,100万円となり、前年度に比べ7.8%の減少となりました。

歳出の主なものとしては、老朽化した第4保育所の移転改築のための用地取得費2,484万8,000円や、たまむら道の駅の、これ仮称でございます。実施設計・用地取得費等で7,887万3,000円、総合運動公園のテニスコートや中央トイレ、野球場放送設備の改修工事費の9,853万5,000円を計上しました。

道路網整備では、高崎・玉村スマートインターチェンジ(仮称)や橋梁長寿命化工事、東毛広域幹線道路の開通に向けたアクセス道路の整備費を初め、その他主要道路等の整備費として4億4,093万4,000円を計上したほか、土地利用では第5次総合計画や都市計画マスタープランに基づき、スマートインターチェンジ周辺地域の土地利用の基本方針を決定するための経費200万円、本町への定住促進を図るため、文化センター周辺地区の事業計画や都市再生整備計画等を策定するための経費2,306万円を計上いたしました。

経済対策としては、企業立地促進事業費3,000万円や地域経済の活性化と町民の住環境向上の ための住宅リフォーム支援事業費3,000万円をそれぞれ計上いたしました。

歳出の目的別内訳については、議会費、総務費、衛生費、労働費がそれぞれ減少しましたが、その他の品目については増加をいたしました。また、性質別内訳については、維持補修費、積立金が減少しましたが、人件費や扶助費、公債費が増加したことにより、義務的経費は前年度対比5.4ポイント上昇し46%となりました。

一方、投資的経費は、クリーンセンター長寿命化工事の終了により、前年度対比10.4ポイント 下降し8.3%となりました。

次に、歳入ですが、土地価格の下落等に伴い、固定資産税が1.4%減少したものの、給与所得の増加により個人町民税が4.5%、県たばこ税の一部移譲により町たばこ税が1%それぞれ増加いたしました。その結果、町税全体では0.9%増の45億416万3,000円を見込みました。

次に、地方交付税では、推計の結果、2%減の12億4,500万円を見込みました。

分担金及び負担金では、管外保育料の減収見込みにより1.1%減の1億4,813万6,000円、 使用料及び手数料では指定管理者制度への移行に伴う総合運動公園使用料の減収や一般廃棄物処理手 数料の減収見込みにより6.6%減の1億2,873万円を見込みました。

国庫支出金では、クリーンセンター長寿命化工事に伴う交付金がなくなったことにより、29%減の9億4,514万円を見込みました。

一方、県支出金では、子宮頸がん予防等ワクチンの定期接種への移行や妊婦健康診査の一般財源化による減少はあるものの、保育所運営費や児童手当、参議院議員選挙費などの増加により、全体として2.9%増の6億5,938万円を見込みました。

基金繰入金では、財政調整基金から 5 億 4 , 0 0 0 万円、協働によるまちづくり基金から 1 5 0 万円、ふるさとまつり等に充当するため、ふるさと創生基金から 1 , 7 5 0 万円を取り崩して財源確保を図りました。これにより平成 2 5 年度末の基金残高は約 4 3 億円程度になる見込みであります。

町債については、交付税の一部振りかえによる臨時財政対策債を6億8,000万円、総合運動公園改修事業債として5,550万円を予定し、町債全体では前年度対比40.9%減の7億7,660万円を見込みました。その結果、一般会計における平成25年度末地方債残高は101億5,443万8,000円となり、平成24年度末とほぼ同額でございます。

歳入の性質別内訳については、地方交付税や国庫支出金、町債が減少したことにより、依存財源比率は前年度対比5.3ポイント下降し、42.1%となりました。反対に、自主財源比率は前年度対比5.3ポイント上昇し、57.9%となりました。

以上が平成25年度一般会計予算の概要でございますが、引き続き健全な財政運営に努めていく所存でおりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議案第34号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億8,291万5,000円とさせていただくものでございます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し4.2%増の予算となっております。増額になる主な要因としましては、団塊の世代が退職し、国保に加入してきていることから、退職者医療の保険給付費が引き続き増加してきていること、また診療報酬の改定により高額な医療費が増加していることによります。

また、後期高齢者医療や介護保険の給付が増加傾向にあることから、後期高齢者支援金や介護納付金も増加をしております。

歳入の主なものとしては、国民健康保険税が8億7,068万1,000円、国庫支出金8億3,073万1,000円、療養給付費等交付金2億6,667万7,000円、前期高齢者交付金6億6,347万3,000円、県支出金1億8,560万円、高額医療費共同事業交付金4,263万6,000円、一般会計繰入金1億5,763万5,000円であります。

歳出の主なものとしては、保険給付費の21億5,420万4,000円、後期高齢者支援金等5億1,908万7,000円、介護保険納付金2億3,372万4,000円、高額医療費共同事業拠出金4億264万円、保健事業費3,865万6,000円であります。景気の低迷により、リストラなどでの非自発的離職者や無収入の国保加入者が増加していることもあり、国保税の賦課総額や収納率は低迷が予想されます。

こうした中で、医療費抑制の取り組みとして、特定健診・特定保健指導を実施しています。受診者は少しずつ増加してきておりますが、実施計画の目標値を達成することはできません。今年度より健診受診料を無料とし、多くの受診者をふやしていくことにより、生活習慣病を予防し、その他の疾病への進展や重症化を防ぎ、生活習慣を改善することで先々の医療費の抑制につながるものと考えております。現在、国保財政は大変厳しいものとなっており、財政調整基金も底をついている状況であり、今後も収納対策に力を入れ、収納率を向上させることにより健全運営に努めてまいります。

議案第35号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,386万9,000円とさせていただくものでございます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し1.5%増であります。これは制度加入者の増加により、後期高齢者医療保険料と基盤安定繰入金の歳入が増加したためであります。

歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料で1億6,432万6,000円、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金4,497万3,000円であります。

歳出の主なものとしては、広域連合納付金2億930万円であります。保険料と基盤安定繰入金は、 そのまま群馬県後期高齢者医療広域連合へ納付をいたします。群馬県後期高齢者医療広域連合が保険 者でありますが、市町村においても保険料の徴収や窓口業務の事務がありますので、広域連合と連携 をとりながら、円滑な運営を図るため努めてまいります。

議案第36号 平成25年度玉村町介護保険特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ17億5,083万2,000円と定めるものでございます。高齢者人口の増加に伴い、介護サービスの需要も拡大し、要介護・要支援サービス受給者の給付額がふえ続けており、全体として前年度対比5.5%の増となっております。まず、歳入につきまして主なものを申し上げます。

第1号被保険者保険料3億8,709万1,000円、国庫支出金3億6,217万9,000円、 支払基金交付金4億9,926万5,000円、県支出金2億4,926万2,000円、繰入金2億 5,299万6,000円でございます。

続きまして、歳出です。総務費 2, 432万5,000円、前年度対比7.9%増でございます。介護サービス等諸費17億1,611万9,000円、前年度対比5.6%の増でございます。要介護者への介護サービス給付費では15億3,730万4,000円、前年度対比6.3%の増でございます。要支援者への介護予防サービス等諸費では8,700万3,000円、前年度対比10.3%の減でございます。特定入所者介護サービス等費6,030万2,000円、前年度対比15.3%の増でございます。その他諸費、審査支払手数料236万円、高額サービス費等は2,915万円、前年度対比7.4%増でございます。介護サービス等諸費の内訳として主なものは、居宅介護サービス給付費6億9,000万円、前年度対比11.1%増でございます。施設介護サービス給付費5億8,500万円、前年度対比2.5%の増でございます。

平成24年度の傾向から、要支援者への予防給付費は減少すると考えられますが、その分以上に要介護者への介護給付費が増加することが見込まれます。介護需要の拡大とともに、在宅系のサービス、在宅系の入居施設も著しく増加をしております。介護給付費の増加をでき得る限り抑え、より信頼と安心のおける制度となるよう努力してまいりたいと考えております。

議案第37号 平成25年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について提案理由の説明を 申し上げます。

本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ1,351万6,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げますと、要支援  $1 \cdot 2$  と認定された方に対して、ケアプランを作成する介護予防サービス計画費収入 1 , 038万8 , 000 円、一般会計繰入金 312 万 6 , 000 円でございます。

続きまして、歳出についてでございますが、主なものといたしまして、介護支援専門員等の雇い上げ費用、システム機器使用料など総務管理費として867万5,000円、予防給付プラン作成委託料であります介護予防サービス事業費が474万円でございます。

議案第38号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,629万円とさせていただくものでございます。予算の総額は、前年度当初予算に対し7.9%減となっておりますが、これは国の大型補正の影響により、新年度で予定していた事業の一部を前倒し、平成24年度の補正予算に計上したためでございます。

当町の下水道事業は、群馬県利根川上流流域下水道、これは県央処理区でございます。流総計画に基づき実施されているところですが、平成23年度から平成27年度までの5カ年計画において新たに認可区域として拡大された地区を中心に整備を行ってまいります。

主な建設事業として、汚水事業では樋越地区、板井地区、斉田地区、角渕地区、八幡原地区、下之宮地区及び川井地区の管渠築造工事を実施するとともに、拡大区域となった南玉地区、下之宮地区、飯倉地区及び五料地区において実施設計を行います。

また、雨水対策事業では、斉田・上之手線への管渠新設工事を実施するものであります。

公共下水道の整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のための重要施策であります。当町は、町全域が下水道整備の計画区域でありますので、積極的に整備を進め、普及率の向上を目指すとともに、下水道使用料金の適正化や徹底した経費節減など、引き続き経営の健全化に努めてまいります。

議案第39号 平成25年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、平成25年度水道業務の予定量でございますが、給水件数を1万6,500件、年間総配水量を530万4,000立方メートルとし、当初予算を編成いたしました。

初めに、第3条の収益的収入及び支出の予定額ですが、水道事業収益で5億6,860万7,000円を計上いたしました。その主なものは、給水収益等の営業収益が5億6,461万8,000円、営業外収益が398万8,000円でございます。

続いて、水道事業費用ですが、5億5,424万9,000円と予定いたしました。その主なものは、営業費用の4億9,251万2,000円、借入金利子等の営業外費用が5,363万7,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額でありますが、収入につきましては2億440万7,000円を計上いたしました。その主なものは、企業債が1億9,000万円、新規加入者負担金が1,440万6,000円でございます。

続いて、支出は3億4,083万8,000円と予定いたしました。その主なものは、建設改良費の2億3,155万円と、企業債償還金の1億320万9,000円でございます。建設改良費の内訳は、管網整備工事費の2億2,000万円と設計委託料の1,155万円でございます。

なお、資本的収支において不足する1億3,643万1,000円は、損益勘定留保資金、消費税 資本的収支調整額及び建設改良積立金で補てんする予定であります。

第5条では、企業債の限度額を1億9,000万円と定め、第6条では一時借入金の限度額を 5,000万円と定め、第7条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職 員給与費を3,783万8,000円、交際費を1万円と定め、第8条では棚卸資産購入限度額を401万4,000円と定めるものでございます。

引き続き経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるよう努めてまいります。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。 以上です。

◇議長(浅見武志君) 提案説明を終了いたします。

これより総括質疑を行います。

各予算に対する総括質疑は、款項の範囲で行うようお願いいたします。

最初に、日程第38、議案第33号 平成25年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

# [9番 町田宗宏君発言]

◇9番(町田宗宏君) 地方交付税についてお伺いをいたしますが、平成25年度の地方交付税は推 計ということで前年度対比2%減、2,500万円の減額を計上してありますけれども、その理由を お尋ねしたい。

◇議長(浅見武志君) 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

◇総務課長(重田正典君) 全員協議会のときにもちょっとご説明したと思うのですけれども、国のほうの地方財政計画がまだ出ていないという状況の中で、減額される大体の目安として2%ということで町としては算定いたしました。いろいろ職員給与の値下げ分だとかということも言われていますけれども、現時点では2%ということで減額をしたということでご理解いただければと思います。

◇議長(浅見武志君) 9番町田宗宏議員。

#### [9番 町田宗宏君発言]

◆9番(町田宗宏君) 職員の給料のことを考慮しているのかもしれません。国家公務員と地方公務員の格差是正のために、地方公務員の給料を国家公務員並みに減額するという話が出ておりますけれども、私はそれは本末転倒ではないかという気がするのです。安倍内閣は、デフレからの脱却ということで景気の回復を掲げています。本当に景気が回復すれば、これは経団連にも言っていますよね、給料上げるようにと言っているのです。安倍さん自身も言っているようです。そうすると、国家公務員も地方公務員も、当然一般の国民、サラリーマン等の給料が上がれば、その給料も上げてしかるべきではないか、こう思うのです。そこに今の第2次安倍内閣の矛盾があるはずなのです。

したがいまして、国家公務員との格差是正のために地方公務員の給料を下げるのだと、そういう考えは改めてもらいたい。逆に、国家公務員の給料を地方職員並みに上げろと、これがあるべき姿では

ないかと思うのですけれども、いかがですか。

◇議長(浅見武志君) 答弁をお願いします。
町長。

[町長 貫井孝道君発言]

- ◇町長(貫井孝道君) 地方六団体は、まだ地方公務員の給料の減額については反対をしておりまして、その辺の動向を見ながら我々も考えなくてはいけないかなと考えております。
- ◇議長(浅見武志君) 9番町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君発言]

◇9番(町田宗宏君) したがいまして、今、周りの議員が、町長の考えにではなく、私の考えにそのとおりと、こう言うのですけれども、私はそういう矛盾はないと思うのですけれども、したがいましてもしも国のほうから地方公務員の給料を下げるために地方交付税を下げるのだと、そんなことを言われてきたら、町長は命がけでそれだけは拒否いただきたい。

以上、意見として述べておきます。

◇議長(浅見武志君) よろしいですね。

[9番 町田宗宏君発言]

- ◇9番(町田宗宏君) はい。
- ◇議長(浅見武志君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第39、議案第34号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質 疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

#### [9番 町田宗宏君発言]

- ◆9番(町田宗宏君) この国民健康保険の財調基金が非常に少ないのです。もう100万円もなくなってしまうと。非常にこれを心配しているのです。この点について、平成25年度以降大丈夫なのかどうかと、国民健康保険がうまく運営できるのかどうかということについてお尋ねいたします。
- ◇議長(浅見武志君) 住民課長。

[住民課長 井野成美君発言]

◇住民課長(井野成美君) 財調基金のほうは100万円を切っている状況なのですけれども、本年度の前年度からの繰越金が約2億4,000万円、その繰越金を食いつぶしながら毎年やっているの

ですけれども、今年度から来年度へ、平成25年度への繰越金が2億円をもし切るような事態になってくると、値上げのほうをそろそろ考えさせていただきたいというふうに考えております。

◇議長(浅見武志君) 9番町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君発言]

- ◇9番(町田宗宏君) そうすると、繰越金が出るから大丈夫だと、こういうことでよろしいのですか。
- ◇議長(浅見武志君) 住民課長。

[住民課長 井野成美君発言]

- ◇住民課長(井野成美君) 繰越金は出るのですけれども、その出る額によって、来年の3月の補正 予算がもし組めないような状況になってくると、再来年の平成26年度で本値上げを検討していかな くてはならないかなとは考えているのですけれども。
- ◇議長(浅見武志君) 9番町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君発言]

- ◆9番(町田宗宏君) それで、この国民健康保険は非常に重要な問題ですから、もう少なくとも3年 先は見越して基金の安全度というのか、それを考えていくべきだと。ことしはどうにかいくかもしら ぬ、もう平成26年度はだめかもしらぬなんて非常に不安定です。もうちょっと3年ぐらい先を見て、 これはもう基金がなくなってしまうから、何%か値上げせねばいかぬと、そういうことを考えていく べきだと思うのですけれども、いかがですか。
- ◇議長(浅見武志君) 住民課長。

[住民課長 井野成美君発言]

- ◇住民課長(井野成美君) おっしゃるとおり、基金が3億円、4億円だというふうになれば、大変 国保の会計のほうも楽になりますので、次回の保険料の改定では、3年、4年先を見据えた形で保険 料の改定を行いたいと思います。
- ◇議長(浅見武志君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第40、議案第35号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括 質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第41、議案第36号 平成25年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を 求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第42、議案第37号 平成25年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第43、議案第38号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

これをもって、本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第44、議案第39号 平成25年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

本案に対する総括質疑を終了いたします。

これをもちまして、平成25年度玉村町一般会計予算ほか6会計予算に対する総括質疑を全て終了いたします。

# ○予算特別委員会の設置・選任の件

◇議長(浅見武志君) お諮りいたします。

議案第33号 平成25年度玉村町一般会計予算から議案第39号 平成25年度玉村町水道事業会計予算までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第39号までの7議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第 1項の規定により、議員全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

〇日程第45 議案第40号 損害賠償額を定めることについて

○日程第46 議案第41号 町道路線の認定について

◇議長(浅見武志君) 次に、日程第45、議案第40号 損害賠償額を定めることについてから日程第46、議案第41号 町道路線の認定についてまでの2議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第41号までの2議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長(貫井孝道君) 議案第40号 損害賠償額を定めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償額を定めるものでございます。

内容につきましては、平成24年11月14日午後5時30分ごろ、玉村町大字南玉241番地 15先の町道2604号線路上で、玉村町にお住まいのごらんの方が自転車にて走行中、対向車両が 来たため、自転車をおりて避けようとしたところ、道路上の穴により、右足首を負傷したものでござ います。

議案第41号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成24年度道路台帳補正における認定に係るものでございます。主な内容は、住宅地等の開発行為により、道路を整備し、所有権を玉村町に寄附及び帰属していただいた道路の路線の認定をするものでございます。今回の認定路線数は4路線、延長合計は174.4メートルとなっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。 以上です。

◇議長(浅見武志君) 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

次に、日程第45、議案第40号 損害賠償額を定めることについて、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第46、議案第41号 町道路線の認定について、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第47 玉議第2号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部改正について

◇議長(浅見武志君) 日程第47、玉議第2号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

筑井あけみ議員。

[6番 筑井あけみ君登壇]

◇6番(筑井あけみ君) 玉議第2号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、議案第16号、玉村町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例で新たに定めた特別車両料金、いわゆるグリーン車料金について、議員も町長と同様に一定条件のもとに支給が受けられるよう改めるとともに、宿泊料につきましても県内市町村の支給状況等を勘案し、町長と同様に「1万3,100円」から「1万2,000円」に改めるというものです。

本案について、議会運営委員会で審査した結果、私が一議員として提出者となり、全委員を賛成者 として提案させていただくこととなりましたので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお 願い申し上げます。

◇議長(浅見武志君) 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(浅見武志君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# 〇散 会

◇議長(浅見武志君) 議事の都合により、3月6日から3月13日までの8日間、休会といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、14日は午前9時までに議場へご参集お願いいたします。

ご苦労さまでした。

午後2時18分散会